



# ごみの焼却(野焼き)は禁止です!!!

野焼きは法律によって禁止されています。ドラム缶焼却、ブロック積焼却、穴を掘っての焼却も野焼きと同じです。

物を焼くと必ず煙が出ます。特にビニールやナイロン系、プラスチック系の物を焼くと、ダイオキシンなどの有害物質が煙となって空気を汚す原因になります。また焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。

- ・家庭からのごみは、指定日に確実な分別で収集場所へ出してください。
- ・事業所からのごみは、廃棄物処理業者に処分を依頼してください。

一人ひとりの心づかいで自然環境を大切にしましょう。



## 問い合わせ

愛媛県松山中央保健所 環境保全課 ☎941-1111(代)  
役場生活環境課 ☎985-4117

# 有用微生物群(EM)を無料提供

## — 一家庭でできる環境浄化ボランティア! —

役場生活環境課では、有用微生物群(EM)活性液500mlを無料で提供しています。

米のとぎ汁をそのまま川に流すと川や海の水質を汚染し、再び魚が住めるもとの水質に戻すには、浴槽3杯分のきれいな水が必要と言われています。

この活性液から、米のとぎ汁を栄養分として、有用微生物群(EM)を培養します。活性液500mlで、40ℓ～50ℓの培養液が作れます。できた培養液を掃除や、家庭菜園などで使用すれば、川や海の水質汚染を防ぐことにつながり、立派なりサイクルになります。

希望の方は、きれいに洗った500mlの空のペットボトルか廃食油を持参ください。あなたの家庭から環境浄化ボランティアを始めてみませんか？

問い合わせ 役場生活環境課生活環境係 ☎985-4117

8月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かん類 びん類 ペットボトル	プラス チック	紙ごみ	金属類	粗大ごみ	古着・ 古布類
16年	52kg	4kg	4kg	2kg	7kg	2kg	42kg	—
17年	51kg	5kg	4kg	2kg	5kg	1kg	1kg	1kg
増減	△1kg	+1kg	0kg	0kg	△2kg	△1kg	△41kg	+1kg

(8月末現在12,200世帯31,530人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。



8月から粗大ごみの戸別収集が始まっています。

ごみ置場へは粗大ごみを出すことはできませんので注意してください。